

イメージ図

ホテルリボーン野幌

12/22 OPEN 予定！
市民交流施設「ぷらっと」

野幌駅南口 →

市民交流施設

愛称は「ぷらっと」

12月22日(日)オープン予定の市民交流施設の愛称が決定しました！

9月1日から30日にかけて愛称を募集したところ、総勢67名の方から応募があり、市内在住の亀井香織さんが名づけた「ぷらっと」が選ばれました。

「ぷらっと」の由来は、市民の方もそうでない方も、ぷらっと気軽に立ち寄れる場所であるようにという意味と、プラットホーム(Platform) 演壇、発着ホーム)の2つの意味が込められています。

市民交流施設には、市民活動センター・あい、国際センター、市の証明交付窓口が入ります。施設内では、観光の案内や問い合わせ、インターネット予約の図書の貸し出し、返却ができるほか、交流サロンやさまざまな活動ができる4つの会議室があり、市民活動や国際交流の拠点として利用できます。

「ぷらっと」の愛称のとおり、どなたでも気軽に「ぷらっと」をお越しください。

【詳細】

市民生活課市民協働担当

☎ 381-1124



NEWS

11月1日(金)から開通します！

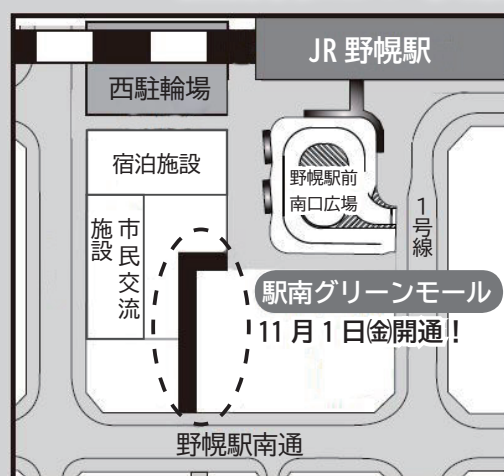
駅南グリーンモール

令和元年11月1日(金)から、新たに駅南グリーンモールが開通します。新しい駅南グリーンモールは、野幌駅南口広場と野幌駅南通を連絡する自転車・歩行者道で、緑とれんがが調和した散策路としても楽しめます。

歩行者道には、雨水を地中までしっかり浸透させ、路面に段差やズレを起こしにくい透水性平板ブロックを設置するなど、バリアフリーにも配慮した整備を行っています。

【詳細】 街路整備課 ☎ 381-1082

江別の顔 事業



パートで働く方の税金と控除

パートで働く方でも、一定以上の収入がある年に所得税が、その翌年に住民税がかかります。

また、今年中に夫婦双方に収入があり、一方がパート労働の場合、パート給与収入額によって、その配偶者は配偶者控除や配偶者特別控除を受けられる場合がありますので、ご確認ください。

●平成30年度税制改正

より働きやすい仕組みづくりを目的に税制改正が行われ、配偶者特別控除の対象が拡大しています。令和元年（平成31年）中の収入にかかる所得税、住民税にも適用されます。

【配偶者特別控除】

○控除額38万円（住民税33万円）を受けられる対象が配偶者の給与収入150万円以下（住民税15.5万円以下）までに拡大されています。

○配偶者特別控除の対象になる配偶者の給与収入が201万6千円未満に拡大されています。

【配偶者控除】

控除を受ける本人に所得制限が設けられています。※2

●健康保険の扶養

配偶者の健康保険の扶養になるかの判断基準は税金と異なります。一般的な例は下表と次の①②のとおりです。

① 自身でパート先の健康保険に入る必要があるか

自身の労働時間、労働日数、従業員数、月額給与などによって決まります。パート先の従業員数が501人以上などに該当する場合は、月額8万8千円以上（年間約106万円以上）になると自身でパート先の健康保険に加入する必要があります。詳しくは自身の勤務先にご確認ください。

② 配偶者の健康保険の扶養に入れるか

自身で健康保険に入っておらず月額給与10万8千333円（年間約130万円）を超えない場合は、配偶者の健康保険の扶養に入ることができます。基準額年間約130万円の算出方法は、税金でいう年間の収入の考え方と異なります。詳しくは配偶者の勤務先にご確認ください。

【詳細】
381-1012
市民税課市民税係

パート収入と税金などの関係

パート給与収入金額

パート給与収入金額	自分自身に税金がかかるか※1		配偶者控除の対象になるか	配偶者特別控除の対象になるか	(参考) 配偶者の健康保険の扶養になるか	
	住民税	所得税			パート先の従業員数501人以上	パート先の従業員数500人以下
100万円以下	かからない	かからない	なる 控除額 38万円 (住民税 33万円)		なる	なる
100万円超 103万円以下	かかる	かかる	ならない		ならない	ならない
103万円超 106万円以下						
106万円超 130万円未満						
130万円以上 201.6万円未満						
201.6万円以上						

※1 所得控除（扶養控除など）によって税金がかからない場合もあります

パート給与収入金額	配偶者特別控除額
103万円超～150万円以下	38万円（住民税 33万円）
150万円超～155万円以下	36万円（住民税 33万円）
155万円超～160万円以下	31万円
160万円超～166.8万円未満	26万円
166.8万円以上～175.2万円未満	21万円
175.2万円以上～183.2万円未満	16万円
183.2万円以上～190.4万円未満	11万円
190.4万円以上～197.2万円未満	6万円
197.2万円以上～201.6万円未満	3万円
201.6万円以上	控除額なし

※2 表は控除を受ける本人（パート給与収入がある人の配偶者）の合計所得が900万円以下（給与収入のみの場合1,120万円以下）の場合です。

なお、控除を受ける本人（パート給与収入がある人の配偶者）の合計所得が1,000万円（給与収入のみの場合1,220万円）を超える場合は、配偶者控除・配偶者特別控除は受けられません。

そのほかの場合は市ホームページでご確認ください。

